

Ⅱ 特定非営利活動法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注）申請書及び添付書類の標準的な様式例は、15 頁以降をご覧ください。

ロ 所轄庁は、認証の申請があった場合には、申請書を受理した日から2週間、広島県庁内の県民活動課において縦覧し、広島県ホームページにおいても公表します（法 10②）。

（縦覧・公表事項）

- ① 申請のあった年月日
- ② 次の書類に記載された事項
 - ・定款
 - ・役員名簿（氏名、報酬の有無）
 - ・設立趣旨書
 - ・事業計画書（2事業年度分）
 - ・活動予算書（2事業年度分）

ハ 所轄庁は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、上記の事項の公表を行います（法 10③）。

二 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間以内に限り。）（法 10④）。

（注）軽微なもの例としては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものなどが挙げられます。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間の2週間経過後、2か月^{（注）}以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。（法 12②③）。

（注）所轄庁の条例で縦覧期間を経過した日から2か月より短い期間を定めている時は、その期間内に認証・不認証を行うこととなりますが、本県では、こうした条例を定めていません。

(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法 13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、所轄庁に届け出なければなりません（法13②）。

なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

2 認証の基準

所轄庁は、NPO法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法12①）。

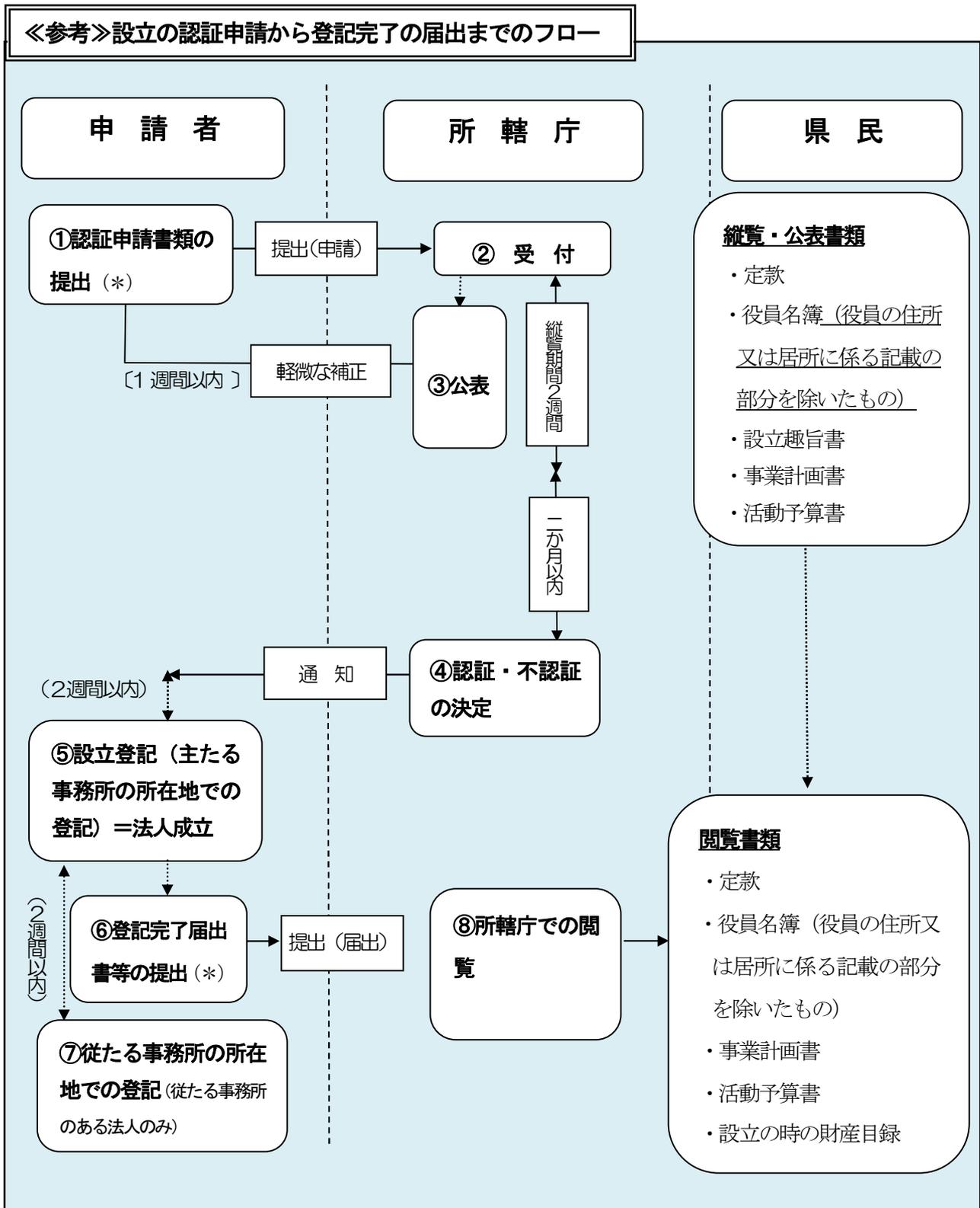
- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係るNPO法人が特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること（法2②関連）
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の数全体の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ③ 当該申請に係るNPO法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係るNPO法人が10人以上の社員を有するものであること
（注1）特定非営利活動とは、以下の①～⑱に掲げる活動であって（法別表）、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです（法2①）。
 - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の増進を図る活動
 - ③ まちづくりの増進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の増進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動

⑱ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 ※広島県の条例では定めていません

(注2) 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



* 提出書類はP16 (2) 参照

3 認証申請から登記完了の届出までの提出書類一覧

(1) 認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
設立認証申請書	1	17、18
定款	2	19~27
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	28
就任承諾及び誓約書の謄本	各1	29、30
役員の住所又は居所を証する書面 (※住民票の写し等)	各1	—
社員のうち10人以上の者の名簿	1	31
確認書	1	32
設立趣旨書	2	33
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	34、35
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	各2	36
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	各2	37~40

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類 (軽微なものに限ります)

- ・補正書 (41、42 ページ参照)

(2) 法人成立後に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
設立登記完了届出書	1	43、44
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書 (写し)	1	—
設立の時の財産目録	2	45

(別記)

様式第1号 (第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

申請書提出日

令和 年 月 日

広島県知事様

設立総会の際、選任された設立代表者個人の住所氏名を住民票どおりに記載します。

申請者 住所又は居所

氏名

ふりがなを忘れずに。

電話番号

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、申請します。

定款の記載と一致させます

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

2 代表者の氏名

〇〇 〇〇

理事長等、法人の代表者の氏名を記載します。

3 主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市△△町〇番〇号

住居表示どおりに記載します。

4 従たる事務所の所在地

〇〇県□□市〇〇〇町△番〇号

又は 設置なし (従たる事務所がない場合)

5 定款に記載された目的

定款の「目的」(第3条)に記載された表現をそのまま記載します。

この法人は◇◇◇◇に対して、△△△に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

6 特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動のうち、主たる目的として該当するもの

(例) ②社会教育の推進を図る活動

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救済活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 (※広島県では定めていません)

主とする活動を一つのみ記載します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

○ 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

番号	添付書類 (略称又は法令上の名称)	関係規定	提出 部数	備考
1	定款	法第10条第1項 第1号	2	
2	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）	法第10条第1項 第2号イ	2	
3	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	法第10条第1項 第2号ロ	1	
4	各役員の住所又は居所を証する書面（広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）	法第10条第1項 第2号ハ	1	
5	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	法第10条第1項 第3号	1	
6	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	法第10条第1項 第4号	1	
7	設立趣旨書	法第10条第1項 第5号	2	
8	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	法第10条第1項 第6号	1	
9	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	法第10条第1項 第7号	2	
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	法第10条第1項 第8号	2	

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

従たる事務所を設置しない場合は記載不要です。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

どのような人たちを対象に、主としてどのような活動を行い、その活動が社会にどのような効果をもたらすのか、設立趣旨を要約した内容をわかりやすく記載します。

目的は不特定多数の者のための活動であることが必要です。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 〇〇を図る活動

……

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇事業

……

(2) その他の事業

① 〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇事業

……

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

法律の別表の中から、該当するものを全て記載します。文言は法律上の表現どおり記載してください。

第三者が見てわかる程度に具体的に記載してください。

その他の事業を行わない場合は記載不要です。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

特定非営利活動促進法上の社員とは、総会で議決権を有する会員のことで、法人と雇用関係にあるものではありません。

※<第 条>と下線を付した条は、法で定める必要の記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>…必要の記載事項(法11①二)

<第2条>…必要の記載事項(法11①四)

注:「主たる事務所」と「従たる事務所」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意の記載事項である。

<第3条>…必要の記載事項(法11①一)

注:特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的は①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業種別が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的に明確に伝わるように記載する。

<第4条>…必要の記載事項(法11①三)

注:法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する。複数の項目にまたがる場合には、その旨を記載する。

<第5条>…必要の記載事項(法11①三及び十一)

参考:法5

注1:「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注2:「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」等と記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考:第2項・法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要の記載事項(法11①五)

参考:法2②一

<第6条>

注1:「社員」とは、総会での議決権を有する者が該当する。

注2:正会員以外に、賛助会員等異種の会員について定める場合には、正会員と区別して、第2号以

(2) ○○会員 ……

特に条件を定めない場合は、「会員の入会については、特に条件を定めない。」など、その旨を記載してください。

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1)

……

特に条件を定めない場合は記載不要です。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

設立当初の入会金、会費については設立総会で決定し、定款の附則に記載します。入会金、会費を徴収しない場合、記載する必要はありません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

降にその旨を記載する。

ただし、正会員(社員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項

<第7条>

注1:第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる(以下、第11条まで同じ)。正会員以外については任意的記載事項。

注2:社員(正会員)以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員(正会員)の資格取得については、目的等に照らして合理的かつ客観的なものでなければならない。(法22-1)

注3:正会員の入会についての条件を特に定めない場合にあっては、「会員の入会については、特に条件を定めない」など、その旨を記載する。

<第8条>

注:入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注:第4号・除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く(第11条参照)。

<第10条>

注:退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注:総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法11①六)

<第13条>

注1:第1項・理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない(法15)。

注2:「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の数に「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

- 2 理事のうち、1人を理事長、〇人を副理事長とする。

総会又は理事会の機能との整合性をとる必要があります（定款第23条及び第32条を参照）。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

副理事長が一人だけの場合、記載する必要はありません。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、記載することができます。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

注3：第2項・職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第14条>

注1：第1項・総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項・法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員にできる（法21）。

参考：第4項・法19

<第15条>

注1：第1項・理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。（法16）。

注2：第2項・理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項においてその旨を明記することが望ましい。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合、「理事長はこの法人の業務を総理する。」等の記載をすること。

注3：第3項・副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項・法18

注4：監事が代表権を有しない。

<第16条>

注1：第1項・必要箇条事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項・法人運営の円滑化を図るため第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長箇条規定を置くことができる。

注3：第4項・役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第17条>

参考：法22

<第18条>

注：役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

総会又は理事会の機能との整合性をとる必要があります(定款第23条及び第32条を参照)。

<第19条>

参考：第1項・法22②-ロ

注：第3項・総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

職員を置かない場合、記載不要です。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

必ず総会の議決事項とする必要があります。

その他の事業を行わないなどの場合、条文番号がずれません。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法11①七)

<第21条>

参考：法14の2及び法14の3

第6条の会員の種別で特定非営利活動法上の社員と位置づけた会員を記載します。

<第23条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項(法14の5)。

なお、法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる(第32条参照)。

<第24条>

注1：第1項・少なくとも毎年1回通常総会を開催する必要がある(法14の2)。

参考：第2項第1号・法14の3①

注2：第2項第2号・社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

その他の事業を行わないなどの場合、条文番号がずれます。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合において

可能(法14の3②)

<第25条>

注:第3項・総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない(法14の4)。

<第27条>

注:定款変更の際の定足数は、定款で特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法25②)。

<第28条>

参考:第1項・法14の6

注:第3項・書面以外に電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)。

<第29条>

参考:第1項及び第2項・法14の7

注:書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法14の7③)。(電磁的方法とは、電子静電処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1)。

参考:第4項・法14の8

<第30条>

注:第3項・書面以外に電磁的記録(法規2)によ

は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

る同意の意思表示を可能とする規定を置くこと
もできる（法14の9①）

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項
（法11①七）

<第32条>

注：総会の権能と整合性をとる（第23条参照）。

<第36条>

参考：第2項・法17

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

<第7章>…必要記載事項（法11①ハ及びカ）

<第39条>

入会金及び会費を徴収しない場合は記載不要です。

その他の事業を行わない場合、削除するか、「第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。」などと記載します。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

<第40条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

<第41条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

<第42条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

<第43条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない（法5②）。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算と準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

<第49条>…必要記載事項（法11①ト）

(留機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) ……

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、
[①] に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、[①] して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
第1号	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告につ

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必須の記載事項（法11①十二及び十三）

<第51条>

参考：法25

注1：定款変更の際は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2：法25③に規定する事項は、①目的、②名称、③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類、④主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）、⑤社員の資格の得喪に関する事項、⑥役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）、⑦会議に関する事項、⑧その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項、⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）、⑩定款の変更に関する事項をいう。

<第52条>

参考：第1項・法31①

第1号・法31①一

第2号・法31①三

第3号・法31①四

第4号・法31①五

第5号・法31①六

第6号・法31①七

第7号以下・法31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項・解散の際は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法31の2）。

参考：第3項・法31②

<第53条>

参考：法11③、法32

注1：「①」に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利種法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法11③）。

注2：具体的な法人が特定できない場合は、「総会の議決により選定された団体」等選定方法を明確にすること。

注3：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法32②③）。

<第54条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際は、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要の記載事項（法11①十四）

<第55条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人々に知らせることである。[①] は、法人の活動実態に応じて、「官報に掲載」、「日刊新聞紙に掲載」、「法人のホームページに掲載」、「内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報

(官報)	いては、官報に掲載して行。
第2号 (日刊 新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項で規定する貸借対照表の公告については、広島県において発行する〇〇新聞に掲載して行。
第3号 (電子 公告)	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項で規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行。 【記載例2：内閣府NPOポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項で規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行。 【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項で規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、広島県において発行する〇〇新聞に掲載して行。
第4号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項で規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場を掲示して行。

欄)に掲載、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」から選択して記載する。
注2：[①]に記載する方法で貸借対照表の公告も行う場合は、下線の記載不要。
注3：以下の①及び②の公告については、官報に掲載して行が必要がある。
①解散した場合に清算人が債権者に対して行なう公告（法31の10④）
②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

第10章 総則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

附則は設立当時の内容を記載します。
法人成立後は変更しないください。

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
……	○ ○ ○ ○
監事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
……	

第13条で定めた人数と合致するか、また、役員名簿に記載の氏名と合致するか確認しましょう。

- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次掲げる額とする。
 - 正会員(個人) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
 - 正会員(団体) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
 - 〇〇会員(個人) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
 - 〇〇会員(団体) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
 - ……

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項・必要の記載事項（法11②）役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項・至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれがない（第16条注2参照）。

注4 第6項・正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

参 考 例

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する

役 員 名 簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	〇 〇 〇 〇	△△県△△市△△区△△町△番△号	有
副理事長	〇 〇 〇 〇	△△県△△市△△区△△町△番 △-△号	無
理事	〇 〇 〇 〇	△△県△△市△△町△丁目△番△号	無
理事	〇 〇 〇 〇	△△県△△郡△△町△△番地	無
監事	〇 〇 〇 〇	△△県△市△△町△番△号	無
		住民票と完全に一致させる	

注1 理事3名以上、監事1名以上が必要です。

2 「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）によって証明された住所又は居所を記載してください。（書面のとおりに記載してください）

3 「報酬の有無」の欄には、報酬の有無の予定を記載してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはいけません。（法第21条）

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

役員の誓約及び就任承諾に関する書面

役員ごとの謄本（コピー）を提出する
原本は申請者が保管する

令和 年 月 日

設立総会開催日か、それ以降の就任を承諾した日を記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 〇 〇 〇 〇 様

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾します。

住民票どおりに記載してください。

理事・監事のいずれかを記載してください。

(住所又は居所) △△市△区△△町△番△号

(氏名) 〇 〇 〇 〇

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条 [傷害]、第206条 [現場助勢]、第208条 [暴行]、第208条の2 [凶器準備集合及び結集]、第222条 [脅迫]、第247条 [背任] の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員総数5人以下の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない

(役員総数6人以上の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

注1 役員全員についてそれぞれ作成が必要です。

- 2 「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等で申請日前6か月以内に作成されたもの）によって証明された住所又は居所を記載してください。（書面のおりに記載してください）
- 3 役員が監事の場合は、「理事」を「監事」に書き換えてください。
- 4 この書面の原本は法人で保管し、申請にあたってはそのコピーを提出してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4をお願いします。

確 認 書

当団体は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを令和〇〇年〇〇月〇〇日開催した※〇〇〇〇において確認した。

令和 年 月 日

設立総会開催日か、それ以降の作成した日を記載し

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 △△市△区△△町△番△号

〇 〇 〇 〇

- 注 1 ※には、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認した、設立総会、設立発起人会等の名称を記載してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

(参考) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

(参考) 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

【記載する内容】

- ① 定款に定められている目的や事業に関する社会情勢
- ② その社会情勢の問題点や推進すべき事項
- ③ ②の状況を克服するために法人が行おうと考えている事業とその事業が不特定多数のものの利益に寄与する理由
- ④ 法人格が必要となった理由 等

2 申請に至るまでの経過

【記載する内容】

- 法人設立を發起し、申請するに至った経緯
(任意団体等で活動実績がある場合、これまで取り組んできた具体的活動内容) 等
- <書き方例>
- 年△月頃～ 任意団体□□の会として、子育て相談会を開催
 - 年▲月頃～ 子育て相談・交流サロンを開設(常時、相談応対や交流事業を開催するようになる)
 - ◎◎年▽月▼日 特定非営利活動法人□□の会の設立総会を開催

経過の最後に、設立総会開催の旨を記載します。

年 月 日

設立総会以降～申請日までの日付を書いてください。

特定非営利活動法人○○○○

設 立 代 表 者 △△市△区△△町△番△号

○ ○ ○ ○

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

- 1 開催日時 令和〇〇年〇月〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇〇〇
- 3 出席設立者数 〇人（内、代理人出席 〇人、書面表決者 〇人）
- 4 審議事項
 - (1) 議長選任の件
 - (2) 議事録署名人選任に関する件
 - (3) 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立の件
 - (4) 定款に関する件
 - (5) 設立当初の財産に関する件
 - (6) 入会金及び会費に関する件
 - (7) 事業年度に関する件
 - (8) 事業計画及び活動予算に関する件
 - (9) 役員及び役員報酬に関する件
 - (10) 設立代表者選任に関する件
 - (11) 主たる事務所（及び従たる事務所）の所在地に関する件（※）

※ (11)は、定款第2条の事務所の所在地として最小行政区画のみの記載をしている場合、記載する必要がある。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 議長選任の件

議長に〇〇〇〇が満場一致で選出された。

フルネームで記載してください。

(2) 議事録署名人選任に関する件

議長より議事録署名人2名を選任したい旨を諮り、互選により〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を選出した。

(3) 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立の件

〇〇〇〇氏より、別紙の設立趣旨書案により特定非営利活動法人を設立したい旨の提案があり、満場一致で可決された。また、当団体が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することも併せて確認された。

(4) 定款に関する件

〇〇〇〇氏より別紙の定款案を配付し、逐条審議した。内容の一部について質疑応答がなされたのち、原案どおり満場一致で承認された。

(5) 設立当初の財産に関する件

設立当初の財産について、〇〇〇〇氏より別紙の財産目録案のとおり提案があり、全員異議なく承認された。

(6) 入会金及び会費に関する件

〇〇〇〇氏より設立当初の入会金及び会費について、①正会員（個人） 入会金〇〇円、年会費〇〇円、②正会員（団体） 入会金〇〇円、年会費〇〇円、③〇〇会員（個人） 入会金〇〇円、年会費〇〇円、④〇〇会員（団体） 入会金〇〇円、年会費〇〇円とする旨提案があり、満場一致で承認された。

定款の附則に掲げた設立当初の入会金及び会費の額と一致します。

参 考 例

(7) 事業年度に関する件

事業年度について〇〇〇〇氏より〇月〇日から翌年〇月〇日までとする旨提案があり、異議なく承認された。

(8) 事業計画及び活動予算に関する件

設立初年度及び翌年度の事業計画案及び活動予算案について〇〇〇〇氏より別紙のとおり提示があり、一部修正の意見が出され審議したのち、満場一致で承認された。

(9) 役員及び役員報酬に関する件

定款の附則及び役員名簿に記載した設立当初の役員と一致します。

〇〇〇〇氏より設立当初の役員の人選について諮ったところ、理事長に〇〇〇〇氏、副理事長に〇〇〇〇氏、他の理事に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、監事に〇〇〇〇氏を選出した。

また、役員報酬については年間〇〇円を超えない範囲とし、設立当初は〇〇氏を報酬を受ける役員とすることで承認された。

役員報酬を受けない場合は、その旨を記載してください。

(10) 設立代表者選任に関する件

〇〇〇〇氏よりこの法人の設立に関する代表者について諮ったところ、〇〇〇〇氏を選任することになり、満場一致で承認された。また、申請書類に関する軽微な修正等は設立代表者に一任することも併せて承認された。

(11) 主たる事務所（及び従たる事務所）の所在地に関する件（※）

〇〇〇〇氏よりこの法人の主たる事務所（及び従たる事務所）の所在地について諮ったところ、（主たる事務所は）〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号（及び従たる事務所は△△県△△市△△町△番△号）とする旨提案があり、満場一致で承認された。

※ (11)は、定款第2条の事務所の所在地として最小行政区画のみの記載をしている場合、記載する必要がある。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

令和 年 月 日

住民票どおりに記載してください。

設立総会開催日か、それ以降の日を記載してください。

議 長 ○ ○ ○ ○
議事録署名人 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

活動予算書の「事業費合計額」と事業費支出見込額の合計額を一致させてください。

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位：千円)

定款第5条の事業名を記載します。

事業内容はできる限り詳細に記載してください。

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 支出見込額 (単位：千円)

定款上その他の事業を定めていない場合は、記載不要です。

その他の事業を行う場合、特定非営利活動に係る事業の支出見込み額が、その他の事業の支出見込み額よりも大きくなる必要があります。

注1 設立初年度及び翌年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成してください。

- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。
- 3 2の(1)については事業毎に事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載してください。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載してください。
- 5 2の(2)については事業毎に事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載する必要はありません。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

参考例

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は活動計算書の様式例を参照

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

注2 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例は活動計算書の様式例を参照）。

参考例

次期事業年度の自至
年月日を記載

〇〇年度 活動予算書
××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益			×××
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

当初年度活動予算書
(前事業年度活動計算書)の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は活動計算書の様式例を参照

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4をお願いします。
注2 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

参考例

年 月 日

広島県知事様

(申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称)
申請者氏名又は代表者氏名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、以下のように作成する

補正後	申請段階
○○○○…	△△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

(備考)

- 1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類1部を添付すること。ただし、次の書類について補正を行う場合は、補正後の書類を2部添付すること。
 - ①定款
 - ②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③設立趣旨書又は合併趣旨書
 - ④設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - ⑤設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
 - ⑥法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

様式第8号（第4条・第14条関係）

特定非営利活動法人登記完了届出書

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

令和 年 月 日付けで認証された特定非営利活動法人の 設 立
合 併 の登記を、 令和
年 月 日に完了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第2項
（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- 届出に当たっては、次の書類を添付してください。
- 1 登記事項証明書(法第13条第2項)〔1部〕
 - 2 登記事項証明書の写し〔1部〕
 - 3 設立時の財産目録(合併の場合は、合併時の財産目録)〔2部〕

参考例

設立の時の財産目録
××年×月×日現在

登記事項証明書に記載してある法人設立の年月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は不要

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

正味財産 = 資産合計 - 負債合計